

# 社会福祉法人田辺市社会福祉事業団定款

平成 8 年 1 0 月 3 1 日設立登記

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、和歌山県田辺市における社会福祉事業の推進を図り、福祉の向上と増進に寄与するため、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第 1 種社会福祉事業

(ア) 養護老人ホームの経営

(イ) 軽費老人ホームの経営

#### (2) 第 2 種社会福祉事業

(ア) 在宅介護支援センターの受託経営

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ウ) 老人短期入所事業の経営

(エ) 老人居宅介護等事業の経営

### (名称)

第 2 条 この社会福祉法人は、社会福祉法人田辺市社会福祉事業団（以下「事業団」という）という。

### (経営の原則)

第 3 条 事業団は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、主体的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図りもって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 事業団の事務所を和歌山県田辺市たきない町 2 2 番 1 号に置く。

## 第 2 章 役員及び職員

### (役員の数)

第 5 条 事業団に次の役員を置く。

(1) 理事 8 人

(2) 監事 2 人

2 理事のうち、理事長及び副理事長 1 人を置く。

3 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により選任し、その結果を田辺市長に報告するものとする。

4 理事長は、この事業団を代表する。

5 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち 1 人を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

### (役員任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、事業団の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員の酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員に費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 事業団の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事会に議長を置き、議長は、その都度選任する。

4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日の翌日から起算して1週間以内にこれを招集しなければならない。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議された事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2人は、理事会の議事についての議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印をしなければならない。

(理事長の職務代理等)

第10条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

2 理事長及び副理事長がいずれも事故あるとき、又は欠けたときは、理事長が指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

3 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び事業団の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び田辺市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 事業団に職員若干人を置く。

- 2 事業団が受託経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を得、かつ、田辺市長の承認を得て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、18人の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置き、議長は、その都度選任する。
- 5 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び評議員会において選任した評議員2人は、評議員会の議事について、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 9 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、事業団の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
- 3 評議員会は、事業団の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第15条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、事業団の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3人を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

#### 第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第17条 事業団の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

現金 3,000,000円

- 3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第26条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに基本財産に編入するための必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第18条 事業団基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、田辺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、田辺市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のため資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第19条 事業団の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(特別会計)

第20条 事業団は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第21条 事業団の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ、田辺市長の承認を得なければならない。

(決算)

第22条 事業団の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、かつ、田辺市長の承認を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面（以下「書類等」という。）については、事務所に備えて置くとともに、事業団が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の書類等は、社会福祉法人田辺市社会福祉事業団のホームページに掲載するものとする。
- 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第23条 事業団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第24条 事業団の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第25条 予算をもって定めるもののほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ、田辺市長の承認を得なければならない。

## 第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第26条 事業団は、社会福祉法（以下「法」という。）第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 特定施設入居者生活介護事業
- (3) 介護予防特定施設入居者生活介護事業
- (4) 日中一時支援事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第27条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、事業団の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第6章 解散及び合併

### (解散)

第28条 事業団は、法第46条1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 法第46条1項第1号及び第3号に掲げる事由により解散する場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得て、田辺市長の認可を受けなければならない。

### (残余財産の帰属)

第29条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、田辺市に帰属する。

### (合併)

第30条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、田辺市長の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

### (定款の変更)

第31条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、田辺市長の認可(法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を田辺市長に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第32条 事業団の公告は、事業団の掲示場に掲示し、また事業団のホームページに掲載して行う。

### (雑則)

第33条 この定款に定めるもののほか、事業団の業務の執行及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、平成 8年11月 1日から施行する。
- 2 事業団の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、事業団成立後遅滞なく、この定款の規定に基づき、役員を選任を行うものとし、その任期は、第10条の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

理事長	脇 中 孝
副理事長	辻 本 宏
理事	楠 本 薫
理事	室 井 修 一
理事	鈴 木 登
理事	中 根 富 蔵
理事	出 口 義 秋
理事	那 須 征太郎

理	事	竹	中	清	雄
理	事	行	森	洋	子
理	事	大	松	美	和子
理	事	澤	越	純	子
監	事	山	崎	英	一
監	事	山	口	佐	一郎

#### 改正履歴

平成 8年10月31日設立登記

平成10年 5月15日 改正

平成12年 4月 1日 改正

平成14年 5月31日 改正

平成17年 3月14日 改正

平成18年 4月 1日 改正

平成18年10月 1日 改正

平成25年 2月18日 改正